

令和 2 年 6 月 11 日

第 3 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

6月11日（初 日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 南知多町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第5 報告第5号 令和元年度南知多町一般会計予算継続費の通次繰越しについて
- 日程第6 報告第6号 令和元年度南知多町一般会計予算繰越明許費について
- 日程第7 議案第36号 町道路線の認定について
- 日程第8 議案第37号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第9 議案第38号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第10 議案第39号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第11 議案第40号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第12 議案第41号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第13 議案第42号 工事請負契約の締結について（日間賀漁港漁港施設機能強化工事）
- 日程第14 議案第43号 工事請負契約の締結について（総合体育館吊天井耐震化及びLED化等工事）
- 日程第15 議案第44号 南知多町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第16 発議第2号 南知多町議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第45号 南知多町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第46号 南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第47号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第48号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第49号 南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第50号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第51号 南知多町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第52号 南知多町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例につ

いて

日程第25 議案第53号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第26 議案第54号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第5号）

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	田中嘉久	総務課長	内田純慈
防災安全課長	滝本功	税務課長	神谷和伸
企画部長	鈴木茂夫	企画課長	高田順平
検査財政課長	山下忠仁	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	鈴木淳二	建設課長	山本剛
産業振興課長	奥川広康	水道課長	坂本有二
厚生部長	大岩幹治	福祉課長	相川和英
環境課長	富田和彦	保健介護課長	田中直之
住民課長	宮地利佳	教育長	高橋篤
教育部長	山下雅弘	学校教育課長	石黒俊光

社会教育課長	森	崇	史	学校給食 センター所長	山	本	剛	資
会計管理者 兼出納室長	山	本	有	里				

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	大久保	美	保	主	査	小	坂	有	一
--------	-----	---	---	---	---	---	---	---	---

[開会 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆様、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を6月定例町議会に御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただいま南知多町においては、地球温暖化防止及び経費節減のため、さわやかエコスタイルキャンペーンを実施しておりますので、議会もノーネクタイ及び軽装で実施してまいります。

さて、まだまだ全国的にはコロナウイルス禍ではありますが、昨日は当地域においても梅雨入りが発表され、コロナウイルス対策とともに、今年は特に体調管理が容易ではありません。皆様には、体調には十分御配慮いただき、6月議会運営に御協力していただくことをお願い申し上げます。

ここで、傍聴者の皆様をお願い申し上げます。

国・県の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言は解除されましたが、感染防止対策として、別室での音声傍聴とさせていただくことといたしました。御迷惑と御不便をおかけしますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井満久君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において10番、松本保議員、11番、榎戸陵友議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（藤井満久君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月23日までの13日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は13日間と決定しました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（藤井満久君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに6月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様方におかれましては御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、諸般報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症に対する本町の対策事業のうち、特別定額給付金及び愛知県・南知多町新型コロナウイルス感染症対策協力金の2事業につきまして、進捗状況等を御報告申し上げます。

1つ目は、特別定額給付金につきまして、4月27日現在で本町の住民基本台帳に記載されている方1人につき10万円を世帯主に対して給付するものであります。4月27日現在の給付対象者は1万7,420人、7,147世帯でございました。

本日、6月11日に第3回目の口座振替による給付を実施します。

本日までに給付が完了した対象者は1万6,813人、6,786世帯で、全体の約95%の給付が完了したことになり、16億8,130万円を住民の皆様の家計へお届けさせていただきました。

この特別定額給付金の申請期日は、8月11日火曜日まででございます。6月8日現在では、未申請の方がまだ215世帯ございますが、その方には2回目の申請案内を発送す

るなどして、現在申請を促しております。

また、そのうち60世帯ほどは申請が難しいと思われる特定の高齢者世帯や障害者世帯などが含まれています。これらの世帯の方々に対しましては、その実情に応じまして、さらにきめ細やかな対応をし、給付対象者への特別定額給付金が100%給付できるよう、さらに努力をしております。

2つ目、愛知県・南知多町新型コロナウイルス感染症対策協力金につきましては、愛知県の休業要請に応じて、4月17日から5月6日までの指定期間中に要請に応じて休業等の協力を頂いた中小企業及び個人事業主に対し、50万円を交付するものでございます。

なお、50万円の交付金の負担内容は、県・町折半で25万円ずつとなっております。

進捗状況につきましては、平成26年経済センサス基礎調査より想定される事業者は340件に対しまして、6月8日まで222件の申請を頂いております。

なお、本日11日までには221件の支払いを完了します。

今後も迅速かつ的確に事業者への感染症対策協力金交付事務を進めてまいります。

次に、小・中学校、社会教育施設及びスポーツ施設の再開につきまして報告します。

町内の小・中学校につきましては、5月20日からの学校再開準備期間の後、5月25日から小・中学校とも再開し、学校給食も同日から提供しています。

学校再開に当たり、各学校では、感染レベルを可能な限り低減させながら学校教育活動を行っていますが、学校内での感染拡大を防ぐためには、何より外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭の協力が不可欠でございます。改めて保護者の皆様に御理解と御協力をお願い申し上げます。

社会教育施設及びスポーツ施設の再開につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、社会教育施設・スポーツ施設の利用を中止としておりましたが、感染症対策を徹底した上で段階的に利用を再開しております。

5月26日からは会議室及びグラウンドなどの屋外施設を、6月9日からはトレーニングルームを除く総合体育館などの屋内運動施設の利用を再開いたしました。

各施設の御利用に当たりましては、3密対策や新しい生活様式に対応して、それぞれの施設利用者の人数制限を設けるとともに、決められた注意事項をお守りいただき利用されることをお願いしております。

町民の皆様には、これらの趣旨につきまして深い御理解を賜り、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、ごみ排出量の関係でございます。

ごみ排出量の抑制のための施策として、平成30年度の下半期より、がんばるごみ減量報奨金制度を実施しております。

制度実施当初は、町民の皆様の協力により、町全体で1人1日当たりの家庭系のごみを21.7グラム減量することができましたが、残念ながら昨年は、町全体で10.2グラムの増加となってしまいました。

今年度につきましても、上半期のみであります。その1月分から4月分までの途中経過を見ますと、ごみ量が増加してしまった昨年同時期と比較しましても、非常に残念であります。13.7グラムの増加となっております。

令和3年4月からは、2月に改定させていただきました町ごみ減量化（有料化）実施計画に基づきまして、令和4年度における減量化目標値を達成するために、指定ごみ袋の有料化、刈草の資源化、プラスチック製容器包装収集などの施策を実施させていただきます。

この施策の中には、町民の皆様の負担を伴うものもあるため、この6月以降、地区説明会を順次開催し、説明させていただく予定にしておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、いまだに開催のめどが立っていない状況であります。

地区説明会が開催できるようになるまでの間、皆様に少しずつではございますが、施策に対する御理解を賜りたく、6月1日号の町広報紙から「南知多ごみ減量化通信」を発行させていただきました。今後も広報・回覧等を利用し、施策の内容の周知を図ってまいりますので、ごみ減量に対し、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日提出させていただきます案件は、令和元年度南知多町一般会計予算継続費の通次繰越しについてをはじめ報告2件及び町道路線の認定についてをはじめ19議案であります。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第5号の令和元年度南知多町一般会計予算継続費の通次繰越しにつきましては、学校給食センター整備事業に係る継続費について通次繰越しをしたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により議会に報告するものであります。

報告第6号の令和元年度南知多町一般会計予算繰越明許費につきましては、繰越明許費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第36号の町道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定により町道路線の認定をしたいので、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第37号から第39号の人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員5名の委員のうち3名の方が令和2年9月30日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として3名の方を推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

議案第40号及び41号の教育委員会委員の任命同意につきましては、5名の委員のうち2名の方が令和2年7月14日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、任命同意をお願いするものであります。

議案第42号の工事請負契約の締結につきましては、去る5月27日に日間賀漁港漁港施設機能強化工事の入札を終えましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第43号の工事請負契約の締結につきましては、去る5月27日に総合体育館吊天井耐震化及びLED化等工事も入札を終えましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第44号の南知多町長等の給与の特例に関する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症の全国的な蔓延により、町内外の経済状況は今までにない厳しい状況にあるので、町長・副町長及び教育長の給料及び期末手当を減額するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第45号の南知多町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律が同年4月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第46号の南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第47号の南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、所

得税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第48号の南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第49号の南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例につきましては、愛知県福祉医療費支給事業事務取扱要領の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第50号の南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、愛知県福祉医療費支給事業事務取扱要領の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第51号の南知多町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例につきましては、愛知県福祉医療費支給事業事務取扱要領の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第52号の南知多町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例につきましては、愛知県福祉医療費支給事業事務取扱要領の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第53号の南知多町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、低所得者の保険料軽減強化に関して、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第54号の令和2年度南知多町一般会計補正予算（第5号）であります。今回の補正は、児童・生徒1人1台タブレット整備事業をはじめとする新型コロナウイルス感染症に対するための経費を含めた補正で、歳入歳出それぞれ7,621万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ101億4,600万円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、総務費3,733万4,000円、民生費126万円、衛生費50万円、消防費391万7,000円及び教育費3,447万2,000円をそれぞれ追加し、議会費127万円を減額するものであります。

歳入におきましては、国庫支出金812万6,000円、県支出金17万6,000円、繰入金1,954万3,000円、繰越金1,046万8,000円、諸収入1,450万円及び町債2,340万円をそれぞれ追

加するものであります。

以上で諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 南知多町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（藤井満久君）

日程第4、南知多町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙につきましては、現選挙管理委員会委員及び補充員が令和2年7月14日をもって任期満了となります。このため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、委員4人、補充員4人を議会で選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名方法については、議長において指名することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、南知多町選挙管理委員会委員及び補充員の指名を行います。

委員には、日比啓正さん、山下定治さん、石堂和重さん、粕谷喜英さんを指名いたします。また、補充員に、吉澤保則さん、植田勝則さん、渡邊三郎さん、高瀬彰さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々をそれぞれ選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が、南知多町選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。補充の順序は、ただいま議長が指名し

ました方々で地区ごとにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、補充の順序を決定しました。

日程第5 報告第5号 令和元年度南知多町一般会計予算継続費の通次繰越しについて

○議長（藤井満久君）

日程第5、報告第5号 令和元年度南知多町一般会計予算継続費の通次繰越しについてを議題といたします。

報告を求めます。

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、報告第5号 令和元年度南知多町一般会計予算継続費の通次繰越しにつきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づきまして御報告申し上げます。

1枚はねていただきまして、令和元年度南知多町継続費繰越計算書を御覧ください。表でございます。

10款教育費、5項保健体育費の学校給食センター整備事業につきましては、令和2年3月議会定例会で継続費の補正措置を可決いただいたもので、令和元年度から令和3年度までの継続事業でございます。

継続費の総額は10億6,268万6,000円であります。令和元年度の予算計上額5億3,160万1,000円のうち、支出済額及び支出見込額はございませんので、同額の5億3,160万1,000円を翌年度に繰り越すものでございます。その財源は、国庫支出金6,246万8,000円、町債4億3,050万円及びその他3,863万3,000円であります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（藤井満久君）

これをもって報告を終わります。

日程第6 報告第6号 令和元年度南知多町一般会計予算繰越明許費について

○議長（藤井満久君）

日程第6、報告第6号 令和元年度南知多町一般会計予算繰越明許費についての件を

議題といたします。

報告を求めます。

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、報告第6号 令和元年度南知多町一般会計予算繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして御報告申し上げます。

1枚はねていただきまして、令和元年度南知多町繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

令和2年3月議会定例会で繰越明許費の補正措置を可決いただきました3事業において、年度内に完了ができないため、記載のとおり令和2年度に繰越しをいたしましたので、報告をするものであります。

繰越しをいたしました事業は、師崎山ノ神避難場所整備事業、小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業及び中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の3事業であります。

事業の内容であります。

表の上段、9款消防費、師崎山ノ神避難場所整備事業は、防災施設用地購入のための不動産鑑定業務、登記業務委託及び用地購入に係る費用260万7,000円であります。

次に、10款教育費、小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業は、小学校4校の校内LAN整備及び電源キャビネット整備を行うための費用4,560万8,000円であります。

次に、中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業は、中学校2校の校内LAN整備及び電源キャビネット整備を行うための費用1,615万8,000円であります。

翌年度繰越額は、表の一番下の欄、合計の左から2つ目にありますが、3事業で6,437万3,000円あります。その財源は、国庫支出金2,529万6,000円、町債2,390万円及び一般財源1,517万7,000円あります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（藤井満久君）

これをもって報告を終わります。

日程第7 議案第36号 町道路線の認定について

○議長（藤井満久君）

日程第7、議案第36号 町道路線の認定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

それでは、議案第36号 町道路線の認定につきまして、提案理由を御説明いたします。

次ページの提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由は、町道について、路線の認定をするため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決が必要であるからでございます。

2の認定の概要であります。町道3436号線は、新たに道路として整備の上、寄附されたもので、今後、適正な道路管理を図るため、延長29.1メートルを認定するものであります。

1枚はねていただきますと、道路認定路線図として、豊浜字尾ヶ瀬地内の新たに認定する町道の位置が表示してあります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第36号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第37号 人権擁護委員の推薦について

日程第 9 議案第38号 人権擁護委員の推薦について

日程第10 議案第39号 人権擁護委員の推薦について

○議長（藤井満久君）

日程第 8、議案第37号 人権擁護委員の推薦についてから日程第10、議案第39号 人権擁護委員の推薦についてまでの 3 件は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第37号、38号、39号の人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、町長が議会の意見を聞いて、候補者を法務大臣に推薦するものであり、これにより、同大臣から委嘱されるものであります。

今回、5名の委員のうち、豊浜地区の澤田幸藏さん、師崎地区の山本安子さん及び篠島地区の小久保道隆さんの3人が令和2年9月30日をもって任期満了となります。つきましては、引き続き澤田幸藏さん、山本安子さん及び小久保道隆さんを再任で人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

議案第37号、澤田幸藏さんは、昭和43年4月1日より南知多町役場職員として勤務され、平成22年3月31日に退職されました。同年4月1日から豊浜商工会事務局長に就任され、平成28年3月31日まで務められました。さらに、本町体育協会豊浜支部長や豊浜地区初神区長を歴任され、平成29年10月1日から人権擁護委員を務められて現在に至ります。

議案第38号の山本安子さんは、昭和53年4月1日より南知多町立保育所保育士として勤務され、平成24年3月31日に退職されました。在職中は愛知県指導保育士連絡協議会の役員等も歴任され、平成26年10月1日から人権擁護委員を務められ、現在に至ります。

議案第39号、小久保道隆さんは、昭和45年4月1日より南知多町役場職員として勤務され、平成24年3月31日に退職されました。退職後は平成24年4月1日から公益社団法人南知多町シルバー人材センター事務局長に就任され、平成27年3月31日まで務められ

ました。さらに、本町選挙管理委員や篠島区長を歴任され、平成26年10月1日から人権擁護委員を務められ、現在に至ります。

3名の方は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があり、人権擁護委員として適任であると考えています。

なお、人権擁護委員の任期は3年であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第37号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第37号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定されました。

これより議案第38号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第38号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定されました。

これより議案第39号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第39号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定されました。

日程第11 議案第40号 教育委員会委員の任命同意について

日程第12 議案第41号 教育委員会委員の任命同意について

○議長（藤井満久君）

日程第11、議案第40号 教育委員会委員の任命同意について及び日程第12、議案第41号 教育委員会委員の任命同意についての2件は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第40号及び議案第41号 教育委員会委員の任命同意につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

教育委員会委員5名のうち、大字内海の日比淳子さんと大字豊浜の大岩芳子さんが令和2年7月14日をもって4年間の任期が満了となりますので、2名の方を教育委員会委員に任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第40号、大字内海の日比淳子さんにつきましては、現在、教育委員会委員を務めていただいております。人格、識見に優れ、また教育に関する経験も豊かであります。略歴

を申し上げますと、昭和60年4月、美浜町立野間中学校に赴任し、以来9年間教職を務められ、南知多町立大井小学校教諭を平成6年3月に退職されました。平成23年度には、内海中学校PTA母親代表も務められており、平成28年7月15日からは教育委員を務めていただいております。教育委員会委員として適任と考えていますので、引き続き任命させていただきたいと存じます。

議案第41号、大字豊浜の吉原知味さんにつきましては、人格、識見に優れ、平成30年度には、豊浜小学校PTA母親代表を務められており、教育に関する経験もある方であり、教育委員会委員として適任と考えていますので、大岩芳子さんの後任として任命させていただきたいと存じます。

任期は、いずれの方も令和2年7月15日から4年間でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第40号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第40号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定されました。

これより議案第41号に対する討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第41号の件を採決します。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定されました。

**日程第13 議案第42号 工事請負契約の締結について（日間賀漁港漁港施設機能強化
工事）**

○議長（藤井満久君）

日程第13、議案第42号 工事請負契約の締結について（日間賀漁港漁港施設機能強化
工事）議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

それでは、議案第42号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明いたし
ます。

次ページの提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由ですが、日間賀漁港漁港施設機能強化工事について、請負契約に付す
るため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであ
ります。

入札につきましては、去る5月27日に7者による指名競争にて実施したものです。

2の工事の概要ですが、工事名は日間賀漁港漁港施設機能強化工事、工事場所は南知
多町大字日間賀島地内にあります。

主な工事の内容は、第1号岸壁における薬液注入工55本、本体工20メートル及びアン
カー工4本です。これは、フェリーの発着場所となっている第1号岸壁において、軟弱
地盤が存在する区間においては薬液注入による地盤改良などを、また軟弱地盤が存在し
ない区間においてはアンカー工を実施することで耐震機能の強化を図るものです。

工期は令和3年2月26日まで、請負契約金額は7,260万円、うち取引に係る消費税及

び地方消費税の額は660万円であります。

請負契約者は、南知多町大字片名新師崎20番地、株式会社石橋組であります。

2ページには入札結果を、また3ページには工事場所の位置図、4ページには岸壁の標準横断面図をつけております。

なお、2ページの入札結果につきましては、全て税抜き表示となっております。

また、3ページの位置図のナンバー1区間が軟弱地盤の存在する区間、ナンバー2区間が軟弱地盤の存在しない区間となっております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

議案第42号の工事請負契約の締結について質問いたします。

3つ質問します。

まず第1に、この入札は予定価格を公表した入札だったのか、どちらでしょうか。

2番目、落札率は幾らですか。

3番目、最低制限価格を設定していると書かれております。しかし、空欄になっております。入札の透明性、公平性、公正性を議会、町民に明確に示す上で、予定価格の横に最低制限価格を公開しないのは、南知多町の契約規則の3条と4条の精神に反し、問題であると考えます。既に入札行為が終わった工事案件の最低制限価格を公表すべきであると考えますが、空欄としているのはなぜでしょうか。

この3件についてお答えください。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

ただいまの内田議員の御質問、1番と2番につきまして答弁させていただきます。1番の予定価格について、資料ページの2ページの上段の中段辺りに6,813万1,000円、税

抜き表示でございます、こちらが予定価格でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井満久君)

内田議員。

○5番(内田 保君)

今質問とちょっと違っていましたので、公表して入札したかどうかです。

○議長(藤井満久君)

建設課長。

○建設課長(山本 剛君)

すみません、今、公表しているかどうかということでございますが、公表しております。

(「議長、議会運営」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井満久君)

石垣議員。

○6番(石垣菊蔵君)

この公表の関係については、既に町議会でも公表されておると思いますが、建設課長、いかがですか。公表する、しないは、議員に公表されていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長(藤井満久君)

建設課長。

○建設課長(山本 剛君)

既に公表されているものでございます。

2番目の御質問、落札率という御質問でございますが、今回の落札率につきましては96.87%でございます。以上でございます。

○議長(藤井満久君)

検査財政課長。

○検査財政課長(山下忠仁君)

御質問、最低制限価格の設定について答弁させていただきます。

南知多町契約規則第15条の第1項に基づき、契約担当者は地方自治法施行令第167条の10の第2項の規定により最低制限価格を設定する場合には、前条の規定により決定し

た予定価格を5分の2から3分の2までの範囲において定めなければならないとしております。

規定のとおり範囲で設定しておりまして、今回、これに関しましては、前から言っておりますが、公表はしておりませんので空欄となっております。以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井満久君)

内田議員。

○5番(内田 保君)

説明になっていないような気がします。

武豊町の6月議会を私調べてみました。6月1日に工事入札の結果が記されております。緑丘児童クラブの別棟の工事契約で岩部建設が落札しております。そのときの予定価格9,297万円、最低制限価格7,440万円、請負金額7,898万円で85%の落札率です。武豊町では、最低制限価格を公表しても何の問題になっておりません。むしろ、南知多町より落札率が下がっております。住民への知らせる民主主義の徹底、税金の使われ方の透明性を示す指標であります。最低制限価格の公表については、南知多町は武豊町や他市町の経験から学んでいるのでしょうか、お答えください。

○議長(藤井満久君)

検査財政課長。

○検査財政課長(山下忠仁君)

他市町の状況は把握しておりますが、南知多町としては最低制限価格のほうは提示しないという方針で今もやっております。以上です。

○議長(藤井満久君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第42号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第43号 工事請負契約の締結について（総合体育館吊天井耐震化及びLED化等工事）

○議長（藤井満久君）

日程第14、議案第43号 工事請負契約の締結について（総合体育館吊天井耐震化及びLED化等工事）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

それでは、議案第43号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の提案理由の説明でございます。

総合体育館吊天井耐震化及びLED化等工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

2の工事の概要でございます。

工事名は、総合体育館吊天井耐震化及びLED化等工事、工事の場所は南知多町大字豊浜地内でございます。

主な工事内容でございますが、アのつり天井耐震化工事につきましては、メインアリーナ既設つり天井撤去工事、サブアリーナ既設つり天井撤去及びつり天井新設工事、玄関ホール既設つり天井撤去及びつり天井新設工事を行うものでございます。

イのLED化工事は、メインアリーナ、サブアリーナ、玄関ホール、事務室、会議室、柔剣道場等の照明のLED化工事を行うものでございます。

工期は令和3年3月5日まで、請負金額は1億6,940万円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額は1,540万円でございます。

請負契約者は、知多郡南知多町大字片名字新師崎20番地、株式会社石橋組でございます。

裏面に参ります。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

入札につきましては、去る5月27日に4者により実施したものでございます。

なお、3ページには入札結果を、また4ページには工事概要をつけております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井満久君）

内田議員の質問の前に申し上げておきます。

契約の締結について、先ほどと同じような質問がある場合は省略してください。

○5番（内田 保君）

はい、分かりました。

それではお伺いします。

まず、落札率は幾らですか。これは出されていないので教えてください。

それから2番目、この工事では指名競争入札となっております。指名競争入札は契約規則の22条、契約担当者は、なるべく5者以上の入札者を指名しなければならないとしております。体育館工事では3者しか指名しておりません。なぜでしょうか。

また、この入札に関しても、やっぱり個々別々に最低制限価格を出してもいいと思うんですが……。

○議長（藤井満久君）

最低制限価格のことは、先ほども聞かれたと思いますので、その辺は省略してください。それでなければ、以下の質問はさせませんよ。

○5番（内田 保君）

させないということはちょっと異常ですね。

まずは教えてください、それについて。

○議長（藤井満久君）

今の内田議員の1問、2問についてお答えください。3問目は結構です。

社会教育課長。

○社会教育課長（森 崇史君）

ただいまの内田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1つ目の落札率でございますが、97.50%でございます。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（山下忠仁君）

建設工事に関して、5者じゃないかということについて御説明させていただきます。

本町では、建設工事を設定する場合、地元経済の活性化に寄与するとしていること、現場に関する知識を持っていて、契約後、確実に履行が期待できること、災害時の復旧作業への要請に対し速やかに対応できる体制が整っていることなど、要件を満たした地元業者を優先し設定しております。

入札参加資格の申請を出している業者のうち、建設工事を希望している業者は4者となっておりますので、今回も4者となっております。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第43号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時40分といたします。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 10時30分 〕

〔 再開 10時40分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第15 議案第44号 南知多町長等の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（藤井満久君）

日程第15、議案第44号 南知多町長等の給与の特例に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、議案第44号 南知多町長等の給与の特例に関する条例につきまして、制定理由の御説明を申し上げます。

制定理由の説明を御覧ください。

1の制定の理由であります。

新型コロナウイルス感染症の全国的な蔓延により、町内外の経済状況は今までにない厳しい状況にあるので、町長、副町長及び教育長の給料及び期末手当を減額するため、新たに条例を制定する必要があるからであります。

2の制定の内容でございます。

令和2年7月1日から令和3年3月31日までの9か月間の給料月額と令和2年12月の期末手当を、町長にあつては10%、副町長にあつては5%、教育長にあつては3%を減額するものであります。

具体的な減額の金額につきましては、給料は次の(1)給料月額表に記載のとおり、月額で、町長にあつては7万7,100円、副町長は3万150円、教育長は1万6,590円の減額となります。

期末手当は、(2)の令和2年12月期末手当の表に記載のとおり、町長にあつては15万

7,284円、副町長は6万1,506円、教育長は3万3,844円の減額となります。

3の施行期日は、令和2年7月1日であります。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第44号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 発議第2号 南知多町議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定
について

○議長（藤井満久君）

日程第16、発議第2号 南知多町議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定
についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番、榎戸陵友議員。

○11番（榎戸陵友君）

発議第2号 南知多町議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について、
提案理由を説明させていただきます。

提出者及び賛成者は、お手元の発議書のとおりであります。

本発議は、新型コロナウイルス感染症の全国的な蔓延により、町内外の経済状況は今までになく厳しい状態にあります。議員として少しでも町民の皆様に寄り添う姿勢として議員報酬及び期末手当を減額するものであります。

内容としましては、議員報酬を令和2年7月1日から令和3年3月31日までの9か月間、議長にあつては3万円、副議長にあつては2万円、各委員長にあつては1万円、議員にあつては5,000円をそれぞれ減じた額とし、令和2年12月の期末手当は減額後の報酬月額により算出した額とするものであります。

施行期日は、令和2年7月1日であります。

以上で南知多町議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定の発議とさせていただきますので、議員各位の御理解をお願いいたしまして、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第2号の件を起立によって採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

全員賛成であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第45号 南知多町税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第17、議案第45号 南知多町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、議案第45号 南知多町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

まず、1の改正の理由であります。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律が同年4月30日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容であります。

この条例は3条立ての改正となっております。

まず(1)の第1条の改正で、アの固定資産税関係におきまして、(ア)新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する課税標準の特例の規定、これは令和3年度の課税分に限ります。これを追加する改正で、附則第10条関係であります。

この特例は、aといたしまして、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上額が前年の同期間と比べて30%以上50%未満減少している者の特例の割合を2分の1とし、bといたしまして、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上げが前年の同期間と比べて50%以上減少している者の特例の割合をゼロとするものであります。

(イ)は、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する事業用家屋及び構築物に対する課税標準の特例の割合をゼロとする規定で、附則第10条及び第10条の2関係であります。

イの軽自動車税関係においては、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自動車の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長する規定で、附則第15条の2関係であります。

ウの町たばこ税関係においては、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻きたばこ0.7本に換算することとして課税する規定で、第86条関係であります。

(2)の第2条の改正で、アの個人の町民税関係においては、(ア)非課税措置につい

て、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加する規定で、第26条関係であります。

(イ) は、所得控除において、ひとり親控除を追加する等の規定で、第33条の2関係であります。

(ウ) は、個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することとする規定で、附則第17条関係であります。

(エ) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、行事を中止等した事業者に対する入場料金等の払戻請求権を放棄した者への寄附金税額控除を適用する特例の規定で、附則第24条関係であります。

(オ) は、前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法の適用を受けた場合、住宅借入金等特別税額控除について、その適用期限を令和16年度分まで延長する特例の規定で、附則第25条関係であります。

イの延滞金関係においては、(ア) 租税特別措置法の利子税等の割合の特例の規定の改正に伴う規定の整備で、附則第3条及び第4条関係であります。

(イ) は、法人の町民税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合は、各年の平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においてはその年における当該加算した割合とする規定で、附則第3条関係であります。

(3)の第3条の改正で、アの法人の町民税関係においては、法人税において通算法人ごとに申告を行うこととするに伴う規定の整理で、第46条及び第48条関係であります。

イの町たばこ税関係においては、令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻きたばこの1本に換算することとして課税する規定で、第86条関係であります。

3の施行期日等であります。

(1)施行期日は、公布の日から施行となります。ただし、ア、第1条中南知多町税条例第86条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条の規定は令和2年10月1日から、イ、第2条及び附則第2条並びに附則第3条の規定は令和3年1月1日から、ウは、第3条中南知多町税条例第86条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定は令和3年10月1日から、エは、第3条 ―― ウに掲げ改正

規定を除きます — 及び附則第4条の規定は令和4年4月1日から施行となります。

なお、附則第2条から第6条において、(2)の延滞金に関する経過措置、(3)町民税に関する経過措置及び(4)の町たばこ税に関する経過措置について定めております。

また、附則第7条から第11条においては、南知多町税条例の一部を改正する条例をはじめ5条例について、平成から令和への改元に伴う年度及び年の表記を改正するものであります。

また、提案理由の説明の次にこの条例の新旧対照表をつけておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議ほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第45号 南知多町税条例の一部を改正する条例について質問をいたします。

まず、第2条関係です。

未婚のひとり親の意味であります。これを追加することは住民税非課税や所得控除の面から拡大するもので、まずは賛成します。しかし、新旧対照表で、条例上の婦人の「寡婦」を残し、夫の「寡夫」の言葉がなくなっていますので、これを確認します。

条例で寡婦控除額、そしてひとり親控除額となっておりますが、この「ひとり親」の中に夫の「寡夫」の意味も入っているという理解でよいか。これが1点目です。

2点目、未婚で子を持つひとり親は、税法上の所得控除は前年総所得額から幾ら以下が対象で、ひとり親の1人の控除額は幾らですか。

3番目、寡婦控除の見直しで、未婚ひとり親に対する個人住民税の人的非課税措置となるのは、前年合計所得金額は幾ら以下であるか。

4番目、住民票にもし、続柄に夫未届け、妻未届けの記載がある場合も住民税非課税の対象になるのか。

最後5番目です。3条関係です。この連結法人の問題が出されておりますが、この法人税改正において通算法人ごとに申告を行う会社は南知多町にはあるのかどうか、これの5つをお答えください。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

内田議員の御質問に答弁させていただきます。

まず1つ目、ひとり親の関係で、ひとり親の中に夫、いわゆる寡夫が含まれるかどうかであります。このひとり親の中に寡夫を含んでおります。

あと、未婚のひとり親の控除額についてですが、まず住民税のひとり親の控除額につきましても、住民税は30万円になります。ひとり親につきましても、生計を同じとする子どもを有するというのが前提になりますが、その生計を同じとする子どもにつきましても総所得金額が48万円以下の子どもが対象となります。

あと、次に3つ目の御質問の非課税の基準であります。非課税につきましても、前年合計所得が135万円以下の者が対象となっております。

住民票上での未届けの夫等がある場合ということですが、これはちょっと後で答えさせていただきますと思います。

最後の通算法人の関係であります。通算法人がどれくらいあるかにつきましては把握しておりません。以上であります。

4つ目につきましては、後で答えさせていただきますので、よろしく申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

2番の関係ですが、ちょっと答えていただけていないんですが、税法上の所得控除で前年総所得額は幾らですか。ひとり親1人については30万円が控除されることは分かりました。それが対象となるひとり親の総所得額は幾らでしょうか。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

ひとり親控除の控除額につきましては、30万円であります。以上であります。

○議長（藤井満久君）

先ほど答えた内容と同じであれば、先ほど答えたという答弁をしてください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

私の言い方が悪いかもしれませんが、そのひとり親の所得です、所得は幾らが対象になるか。例えば1,000万円あっても対象になるのかどうか、そういうことです。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

ひとり親の本人のことでよろしかったですね。申し訳ありませんでした。

500万円以下という所得になります。以上であります。

○5番（内田 保君）

分かりました。

○議長（藤井満久君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第45号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第46号 南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第18、議案第46号 南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、議案第46号 南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

まず、1の改正の理由であります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容であります。

この条例は2条立ての改正となります。

(1)の第1条の改正においては、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋に対する課税標準の特例の規定、令和3年度の課税分に限り、これを追加する改正で、附則第16項関係であります。

(2)の第2条の改正においては、地方税法の一部改正に伴う字句の整理で、附則第16項関係であります。

3の施行期日であります。

公布の日からの施行となります。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日からの施行となります。

また、提案理由の説明の次にこの条例の新旧対照表をつけておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

1点だけ教えてください。

議案第46号の都市計画税の条例改正で、課税標準の特例対象となる事業家屋というふ

うな規定があります。これはどのようなものを想定しておりますか。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

それではお答えいたします。

この対象となる家屋のことだと思いますが、この事業の用に供する家屋ということで、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による取得の計算上損金または必要な経費に算入されるというのに限られております。

なお、これにつきましては、税理士とか会計士、商工会などの認定経営革新等支援機関等で確認をされたものが対象となっております。以上であります。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第46号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第47号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第19、議案第47号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、議案第47号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由であります。

所得税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容であります。

低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の規定を追加するもので、附則第6項関係であります。

3の施行期日であります。

令和3年1月1日からの施行となります。

また、提案理由の説明の次にこの条例の新旧対照表をつけておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

1点だけ教えてください。

議案第47号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、低未利用土地の譲渡所得のこの改正は、国保税は特別に障りはありません。なので、直接的には今後の国民健康保険税額と関係しないと考えてよろしいんですか。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

それでは失礼いたします。

これにつきましては、資産割という関係ではありませんで、この長期譲渡所得の控除100万円というのが、本来であれば所得割を計算する上での所得の計算において、この控除がないものに比べて100万円、いわゆる控除を少なくした額で所得割の計算をもとにするためでありますので、これについては、資産割は当然関係ありませんが、所得割

の計算につきましては影響するものと考えております。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第47号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第48号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
について

○議長（藤井満久君）

日程第20、議案第48号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、議案第48号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明書を御覧ください。

1の改正の理由でございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和2
年4月1日に施行されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があるから
でございます。

2の改正の主な内容であります。

(1)非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を次の表のとおり改定する
もので、第5条第2項第1号関係であります。

表の上段、団長及び副団長で勤務年数10年未満の場合は、現行1万2,400円から改定

案 1 万 2, 440 円に 40 円増額、10 年以上 20 年未満の場合は、現行 1 万 3, 300 円から 1 万 3, 320 円に 20 円増額となります。20 年以上の場合、現行 1 万 4, 200 円は改定はございません。

表の中段、分団長及び副分団長で 10 年未満の場合、現行 1 万 600 円から 1 万 670 円に 70 円増額、10 年以上 20 年未満の場合、現行 1 万 1, 500 円から 1 万 1, 550 円に 50 円増額、20 年以上の場合は現行 1 万 2, 400 円から 1 万 2, 440 円に 40 円の増額となります。

表の下段、部長、班長及び団員で 10 年未満の場合、現行 8, 800 円から 8, 900 円に 100 円増額、10 年以上 20 年未満の場合、現行 9, 700 円から 9, 790 円に 90 円増額、20 年以上の場合は、現行 1 万 600 円から 1 万 670 円に 70 円増額となります。

次に、(2) 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を「8, 800 円」から「8, 900 円」に改定するもので、第 5 条第 2 項第 2 号関係であります。

次に、(3) 障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を「100 分の 5」から「事故発生日における法定利率」に改正するもので、附則第 3 条の 4、第 4 条関係でございます。

3 の施行期日等であります。

(1) 施行期日は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用するものであります。

(2) 経過措置といたしましては、第 5 条第 2 項及び別表の規定は、この条例の適用の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によるものであります。

提案理由の次に新旧対照表をつけてありますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

1点だけお願いいたします。

これは大変な思いで頑張っておられる非常勤消防団員の公務災害時の基礎額が上がるということで賛成する立場ですが、これまでに南知多町の非常勤の消防団員が練習や本番で障害もしくは死亡事故等で公務災害補償条例に従った補償を受けた事例というのは、どの程度あるんでしょうか、教えてください。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（滝本 功君）

それでは、ただいまの御質問、過去において町の消防団員がこの消防団員等公務災害補償条例の適用を受けたケースはあるのかという御質問に対してお答えさせていただきます。

ここ近年は、そういった公務災害で、この基金からの適用を受けたことはございません。一番直近ですと平成25年のときに消防操法大会の訓練のときにけがをされた団員が療養補償の適用を受けたケースがございます。

それ以前にも幾つかケースがございますが、過去には傷病の補償年金、一時金という形で、けがをされて自分の足に後遺症が残ってやめられたというケースもございました。死亡でもらったというケースは、私が調べたところではございませんでした。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第48号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで、税務課長から答弁の申出がありましたので、許可します。

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

議長のお許しを得ましたので、先ほどの町税条例の改定の件で、内田議員の質問で、先ほどお答えしなかったことにつきまして答弁させていただきたいと思います。

住民票上のその世帯に、世帯主の続柄として未届けの妻、または未届けの夫、その他、これらと同一の内容である旨の記載がされた者がいる場合につきましては対象外となります。以上であります。

日程第21 議案第49号 南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第21、議案第49号 南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第49号 南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由は、愛知県福祉医療費支給事業事務取扱要領の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、(1)受給資格者の適用除外となる者に、生活保護法の受給者と法令の規定によりこの条例と同等な医療に関する給付を受けられる者を追加するもので、第3条関係であります。

(2)「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法」に表記を変更するもので、第4条関係であります。

(3)字句を修正するもので、第4条、第6条、第7条及び第9条関係であります。

3の施行期日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日からの適用となります。

なお、次のページにこの条例の新旧対照表をつけておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第49号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第50号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第22、議案第50号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第50号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由は、愛知県福祉医療費支給事業事務取扱要領の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、(1)中国残留邦人等に係る受給資格者の範囲を改正するもので、第2条関係であります。

(2)「健康保険法の療養に要する費用額の算定方法」を「診療報酬の算定方法」に表記を変更するもので、第4条関係であります。

3の施行期日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日からの適用となります。

なお、次のページにこの条例の新旧対照表をつけておりますので、御覧いただきたい
と思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に
付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第50号の件については、文教厚生委員会に付託
することに決定しました。

日程第23 議案第51号 南知多町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第23、議案第51号 南知多町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例につい
ての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第51号 南知多町障害者医療費支給条例の一部を改正する条例につ
きまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由は、愛知県福祉医療費支給事業事務取扱要領の一部改正に伴い、現
行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、(1)中国残留邦人等に係る受給資格者の範囲を改正するもの

で、第4条関係であります。

(2)「健康保険法の療養に要する費用の額の算定方法」を「診療報酬の算定方法」に表記を変更するもので、第5条関係であります。

3の施行期日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日からの適用となります。

なお、次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第51号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第52号 南知多町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第24、議案第52号 南知多町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第52号 南知多町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由は、愛知県福祉医療費支給事業事務取扱要領の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、(1)中国残留邦人等に係る受給資格者の範囲を改正するもので、第5条関係であります。

(2)「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方式」を「診療報酬の算定方法」に表記を変更するもので、第6条関係であります。

3の施行期日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日からの適用となります。

なお、次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第52号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第53号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第25、議案第53号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第53号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、

提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年4月1日から施行されたことに伴いまして、低所得者の保険料軽減強化に関して、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、令和元年10月の消費税率引上げに伴い、低所得者の保険料軽減強化を令和元年度の一部実施に引き続き、令和2年度に完全実施するものであります。

(1)の第1段階から第3段階の低所得者に対する公費による軽減強化としましては、第1段階の年額保険料「2万2,500円」を「1万8,000円」とするもので、第4条第2項関係であります。

次に、第2段階の年額保険料「3万7,500円」を「3万円」とするもので、第4条第3項関係であります。

次に、第3段階の年額保険料「4万3,500円」を「4万2,000円」とするもので、第4条第4項関係であります。

(2)は、現行と改正案との保険料比較表で、第1段階から第3段階までの所得段階別の保険料の基準額に対する調整率と年額保険料及びその比較であります。

第1段階は0.075引き下げ、4,500円の減額、第2段階は0.125引き下げ、7,500円の減額、第3段階は0.025引き下げ、1,500円の減額であります。

3の施行期日等は、(1)施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものであります。

(2)の経過措置は、改正後の南知多町介護保険条例第4条の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしてあります。

次のページに新旧対照表を添付してありますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第53号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第54号 令和2年度南知多町一般会計補正予算(第5号)

○議長(藤井満久君)

日程第26、議案第54号 令和2年度南知多町一般会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(中川昌一君)

それでは、議案第54号 令和2年度南知多町一般会計補正予算(第5号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,621万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億4,600万円とするものであります。

第2条は地方債の補正で、地方債の追加及び変更をお願いするものであります。

補正をお願いする内容であります。

まず、歳出から説明をいたします。

12ページ、13ページを御覧ください。

3. 歳出であります。

1款1項1目議会費は127万円の減額補正であります。これは、南知多町議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定に伴うもので、議員報酬と議員期末手当の減額分であります。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は121万円の減額補正であります。こちらにつきましても、南知多町長等の給与の特例に関する条例の制定に伴うもの

で、給料、期末手当及び共済組合負担金の減額分であります。

次に、8目企画費は250万円の増額補正であります。これは、師崎地区が実施を予定しておりましたコミュニティ助成事業につきまして、令和2年度コミュニティ助成事業助成金の決定を頂きましたので、その同額を補助金として交付するものであります。

次に、10目交通安全対策費は35万2,000円の増額補正であります。これは、安全運転支援装置の普及を促進し、高齢者の安全運転に資することを目的として、安全運転支援装置の購入及び設置する経費に対して補助金を交付するものであります。

次に、14目公共交通対策事業費2,806万6,000円の増額補正であります。これは、海っ子バスの購入につきまして、地域づくり助成事業として令和2年度コミュニティ助成事業助成金の決定を頂き、車両本体及び乗降カウンターなどの車載装置を購入するものであります。

次に、14ページ、15ページを御覧ください。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は762万6,000円の増額補正であります。これは、育児休業中の職員の欠員補充として、会計年度任用職員を1名雇用するための経費及びデジタル手続法に係る戸籍情報システム等の改修に係る経費でございます。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は126万円の増額補正であります。これは、新型コロナウイルス感染症の状況下により、経済的影響を大きく受けるひとり親家庭の育児手当受給者に対し、その生活を支援するため、対象児童1人につき1万円を給付する遺児手当受給対象者特別給付金給付事業に係る経費でございます。

その下、3目児童福祉施設整備費は、当初、借入れを予定していた地方債の事業区分を変更したことに伴い、借入限度額が変更となったため、地方債を増額補正し、財源更正するものであります。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は50万円の増額補正であります。これは、感染リスクの高い状況下の医療従事者等への処遇改善、環境改善、感染症対策に係る費用への応援金を交付する地域医療提供体制応援交付金交付事業の対象に柔道整復師施術所を新たに加えることに伴い、増額するものであります。

次に、16ページ、17ページを御覧ください。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう費及び次の4項港湾費、2目港湾建設費は、地方債の借入れを行うための積算方法等を精査し、借入限度額を変更した

ため、地方債を増額補正し、財源更正をするものであります。

9款消防費、1項消防費、4目災害対策費は391万7,000円の増額補正であります。このうち10節需用費は、災害時の避難所運営において、新型コロナウイルス感染拡大防止に対応するため、非接触型体温計、簡易ベッドなどを購入するための経費でございます。

18節負担金、補助及び交付金は、豊浜地区自主防災会が実施を予定しておりました地域防災組織育成助成事業によりまして、令和2年度コミュニティ助成事業助成金の決定を頂きましたので、補助金として交付するものであります。

次に、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は18万2,000円の減額補正であります。これは、南知多町長等の給与の特例に関する条例の制定に伴うもので、給料及び期末手当の減額分でございます。

次に、18ページ、19ページを御覧ください。

2項小学校費、1目学校管理費は1,034万4,000円の増額補正であります。このうち、小学校一般管理費212万5,000円は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためには教室内の湿度を適切に保ち、喉の粘膜の防御機能を高めることも必要であることから、小学校普通教室に加湿器を購入するための経費でございます。

教育環境整備事業費821万9,000円は、来年度以降に実施する予定でありました小学校2校の高速大容量通信ネットワーク整備につきまして、国のG I G Aスクール構想の早期実現方針に沿って、今年度実施するための校内のL A N整備工事及び電源キャビネット整備に係る費用でございます。

次に、2目教育振興費241万円は、令和5年度までに達成するとされていましたが1人1台のタブレット整備を国のG I G Aスクール構想の早期実現方針に沿って、今年度実施するためのタブレット端末借りに係る経費でございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費は2,062万4,000円の増額補正であります。これは、小学校費と同様の理由でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止に対応するための加湿器購入による増額、及びG I G Aスクール構想の早期実現に向け、中学校3校において校内のL A N整備工事及び電源キャビネット整備に係る費用でございます。

次に、2目教育振興費127万6,000円は、1人1台のタブレット整備を国のG I G Aスクール構想の早期実現方針に沿って、今年度実施するためのタブレット端末借りに係る経費であります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

8 ページ、9 ページを御覧ください。

2. 歳入であります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金は812万6,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました小学校及び中学校の校内LAN整備工事及び電源キャビネット整備に係る費用に対します国の情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金であります。

次に、16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金は17万6,000円の増額補正であります。これは、安全運転支援装置設置促進事業費に対する補助金でございます。

次に、19款繰入金、1項基金繰入金、5目土地開発基金繰入金は1,954万3,000円の補正であります。これは、今回の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の財源として補正するものでございます。

次に、20款1項1目繰越金は1,046万8,000円の増額補正であります。これは、今回の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業以外の歳入歳出の財源調整としまして増額補正するものでございます。

次に、21款諸収入、4項雑入、3目雑入は1,450万円の増額補正であります。このうち、1節総務費雑入は、海っ子バスの購入及び師崎地区へのコミュニティ助成事業補助金に対しての一般財団法人自治総合センターからの助成金であります。

7節消防費雑入は、豊浜地区自主防災会へのコミュニティ助成事業補助金に対しての一般財団法人自治総合センターからの助成金であります。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。

22款町債、1項町債、2目民生債は1,080万円の増額補正であります。これは、当初借入れを予定していた地方債の事業区分を変更したことに伴い、限度額が変更となったため増額するものであります。

次に、4目土木債は460万円の増額補正であります。これは、当初借入れを予定していた地方債の積算方法等を精査し、限度額を変更したため、増額するものであります。

次に、6目教育債は800万円の増額補正であります。これは、小学校及び中学校の校内LAN整備工事及び電源キャビネット整備に係る情報通信ネットワーク環境施設整備費に充てるための事業債の追加によるものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、4 ページを御覧ください。

第2表、地方債補正の表でございます。

歳入の22款町債にて御説明させていただきました地方債の追加及び限度額の変更でございます。

一般会計の地方債残高は、この補正予算書の25ページでございますので、こちらを御覧ください。

表の一番下段の右側になりますが、令和2年度末現在高見込額は69億2,741万9,000円でございます。

次に、20ページ、21ページの補正予算給与費明細書を御覧ください。

左ページの1. 特別職の表の一番下段にあります比較の欄の計を御覧ください。南知多町議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例及び南知多町長等の給与の特例に関する条例の制定に伴い、報酬を103万5,000円、給料を111万4,000円、期末手当を48万6,000円、共済費を2万7,000円の合計266万2,000円を減額するものでございます。

次に、22、23ページを御覧ください。

右の表、イ. 会計年度任用職員の表の下段にあります比較の欄の計を御覧ください。

今回、育児休業中の職員の欠員補充として、会計年度任用職員を1名雇用することにより157万1,000円を増額するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

お願いいたします。

まず、11ページの土木債の橋りょう債と港湾債460万円が出されております。この起債はどこから起債をして、橋梁、港湾工事は、この起債の対象の事業は何なのかと、それを教えてください。

それから2点目、13ページのほう、高齢者安全運転支援装置についてですが、原則4月1日以降の設置対象者となっております。それ以前ではどうしても駄目なんでしょう

か。

3つ目、半田市等では、この高齢者安全運転支援装置については7種類の支援装置について、具体的に半田市内の業者をホームページに上げております。南知多町についても、ここでは踏み間違い、つくつく防止、S-DRIVE、JARWA__S-DRIVE、ペダル見張り番、アクセル見守り隊、ワンペダルの7支援装置の扱いの認定を受けている南知多町の中における取扱業者はあるのでしょうか。この周知についてはどのようにされるのかと。

それからもう一点、新車はこの辺については対象となるのか、中古車のみなのか。

これでいいです。4点です。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（山下忠仁君）

内田議員の道路橋りょう費及び港湾費の財源更正の起債についての事業費の説明をさせていただきます。

道路橋りょう費におきましては、橋梁長寿命化対策事業におきまして、当初の見込みより事業費の額が増えたということで金額を増額させていただいております。

港湾費に関しましては、県営港湾事業負担金におきまして、辺地計画に基づく辺地債で、島のみではなく、本土側ではありましたが、全て辺地債で見込めるということで金額の変更をしたため、町債の増額をいたしました。以上です。

すみません、管理先につきましては、まだ県と協議いたしますので、まだ決まっておりません。以上です。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（滝本 功君）

それでは、失礼いたします。

13ページの総務費、交通安全対策費の高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金の制度が4月1日以降設置のものが対象なのかどうかということにつきましては、これは愛知県と協調してやっております、愛知県も4月1日以降の分ということで、それに合わせて南知多町でも4月1日以降の設置の分のみとさせていただきます。

それから、対象の装置といたしますか、こちらにつきましても、国の国土交通省で認定

をされて、それを経済産業省が認めた設置事業所での設置ということに限られておりますので、南知多町では現在、そういった事業所がないということを聞いております。これにつきましては、そういった十分な説明ができる事業所というところがその条件になっているというところで、その条件に当てはまる事業者が対象になっておるということでこういう状況になっています。

そして、新車のみかというところなんですけれども、国のサポカー補助金というものがございます。国のほうは新車でそういった装置がついている車に対して補助をしております。愛知県も各市町村もそうではない、後づけのこういった支援装置を設置する場合のみということで、県と合わせて町でも後づけのみということにさせていただいております。以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

7種類の支援装置について、今お答えになったように国の認定業者に従ったのがあるんですが、例えば半田市なんかだと愛知トヨタ自動車半田店だとか、名古屋トヨペット半田店とか、そういう形でホームページにきちんと掲載されています。どこの業者で対応しているかということが。そこら辺も含めて、南知多町においても、やっぱり住民に周知する上でホームページに掲載する意図はありますか、今後。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（滝本 功君）

この制度を住民に周知をする意向があるかという御質問に対しては、この今回の補正予算が議会でお認めいただいた後に住民等にはホームページ、広報等で周知をしております。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により各委員会に付託い

たしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第54号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

○議長（藤井満久君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[散会 11時47分]